

# 四 半 期 報 告 書

(第171期第1四半期)

自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日

**NEC**

日 本 電 気 株 式 会 社

東京都港区芝五丁目7番1号

第171期第1四半期

(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年8月13日に提出したデータに目次および頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付した四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

日 本 電 気 株 式 会 社

# 目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	4
第2 事業の状況	5
1 生産、受注及び販売の状況	5
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	5
第3 設備の状況	10
第4 提出会社の状況	11
1 株式等の状況	11
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) ライツプランの内容	17
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
(5) 大株主の状況	18
(6) 議決権の状況	19
2 株価の推移	20
3 役員の状況	20
第5 経理の状況	21
1 四半期連結財務諸表	22
(1) 四半期連結貸借対照表	22
(2) 四半期連結損益計算書	24
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	25
2 その他	38
第二部 提出会社の保証会社等の情報	39

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第171期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	日本電気株式会社
【英訳名】	NEC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 矢野 薫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目7番1号
【電話番号】	(03)3454-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	法務部法務グループマネージャー 山内 靖彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目7番1号
【電話番号】	(03)3454-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	法務部法務グループマネージャー 山内 靖彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第171期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第170期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高 (百万円)	1,001,242	4,617,153
経常利益 (百万円)	7,050	112,240
四半期(当期)純利益 (百万円)	483	22,681
純資産額 (百万円)	1,187,071	1,185,521
総資産額 (百万円)	3,397,355	3,526,795
1株当たり純資産額 (円)	496.74	495.96
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	0.21	11.06
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	0.21	10.64
自己資本比率 (%)	29.6	28.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	36,533	192,302
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△38,552	△135,760
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△24,029	△100,704
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	349,985	374,838
従業員数 (人)	155,844	152,922

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 消費税および地方消費税の処理は税抜方式によっています。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社および連結子会社を中心とする関係会社で構成されるNECグループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下のとおり異動がありました。

(1) 以下の会社を含む3社が新たに連結子会社になりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
㈱ニチワ	兵庫県神戸市 中央区	50	コンピュータおよび 通信を利用した各種 ソリューションの提 供	(100) 100	当社および当社関係会社の製品の販売 貸付金…無、役員の兼任等…無

(注) 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合を内数で示しています。

(2) 1社が新たに持分法適用関連会社になりました。

(3) NECセミコンパッケージ・ソリューションズ㈱、福井日本電気㈱および山口日本電気㈱を含む5社が連結子会社でなくなりました。

① NECセミコンパッケージ・ソリューションズ㈱および山口日本電気㈱は、平成20年4月1日付で九州日本電気㈱に吸収合併され、九州日本電気㈱は、同日付でNECセミコンダクターズ九州・山口㈱に商号変更しました。

② 福井日本電気㈱は、平成20年4月1日付で関西日本電気㈱に吸収合併され、関西日本電気㈱は、同日付でNECセミコンダクターズ関西㈱に商号変更しました。

(4) その他

① 山形日本電気㈱は、平成20年4月1日付でNECセミコンダクターズ山形㈱に商号変更しました。

② NEC三栄㈱は、平成20年4月1日付で日本アビオニクス㈱から赤外線事業を譲受けるとともに、同日付でNEC Avio赤外線テクノロジー㈱に商号変更しました。

③ NEC・ド・ブラジル社は、平成20年4月1日付でNECブラジル社に商号変更しました。

④ NECシステム・インテグレーション・マレーシア社は、平成20年4月1日付でNECマレーシア社から事業のすべてを譲受け、同年4月3日付でNECコーポレーション・オブ・マレーシア社に商号変更しました。

⑤ ナイト・アンド・ジャブリン社は、平成20年5月23日付で清算手続きに入ることを決定しました。

⑥ キーウェアソリューションズ㈱(東京証券取引所市場第二部上場)は、平成20年7月7日付でジャスダック証券取引所の上場を廃止しました。

⑦ アビームコンサルティング(香港)社は、平成20年7月25日付で清算手続きに入ることを決定し、同日付で清算が完了しました。

⑧ パイロット・ゲートウェイ社は、平成20年7月25日付で当社が所有するパイロット・ゲートウェイ社株式を他社に譲渡したため、連結子会社でなくなりました。

(注) 上記⑥、⑦および⑧については、平成20年7月1日以降に生じた事象です。

#### 4 【従業員の状態】

##### (1) 連結会社の状態

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	155,844
---------	---------

（注）従業員数には、臨時従業員の数を含んでいます。

##### (2) 提出会社の状態

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	23,918
---------	--------

（注）従業員数には、臨時従業員の数を含んでいません。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

NECグループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式などは必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品も多いため、事業の種類別セグメントごとに生産規模、受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注および販売の状況については、「3 財政状態及び経営成績の分析」における事業の種類別セグメントの業績に関連づけて示しています。

前第1四半期連結会計期間および当第1四半期連結会計期間において、それぞれ連結売上高の11.9%および13.4%を占める主要顧客があり、その売上高は主にIT/NWソリューション事業およびモバイル/パーソナルソリューション事業の売上高に含まれています。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の世界経済は、住宅市場の悪化や原油、原材料価格の高騰などにより、米国や欧州などの先進国を中心に減速したものの、中国などの新興国において高成長が続き、全体としては景気の緩やかな拡大基調が続きました。

日本経済においては、米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融市場の混乱が続いていることに加えて、原油、原材料価格の高騰を背景に設備投資や個人消費の伸びが鈍化するなど、景気の先行き不透明感が高まりました。

このような事業環境のもと、当第1四半期連結会計期間の連結売上高は、1兆12億円と前年同期に比べ66億円(0.7%)減少しました。これは、モバイル/パーソナルソリューション事業において、モバイルターミナル分野の売上が、携帯端末の出荷台数増により増加したものの、IT/NWソリューション事業におけるネットワークシステム分野の売上が、エレクトロニクス事業の売上が減少したことなどによるものです。

収益面につきましては、営業利益は、前年同期に比べ72億円減少し、41億円となりました。これは、原価率の改善により売上総利益は増加したものの、開発費の増加などにより販売費及び一般管理費が増加したことなどによるものです。

営業外損益は、持分法による投資損益が改善したことなどにより、前年同期に比べ60億円改善しましたが、営業利益の減少により、経常利益は71億円となり、前年同期に比べ12億円減少しました。

税金等調整前四半期純利益は、前年同期に比べ30億円減少し、90億円となりました。これは、前年同期に事業譲渡益を計上した影響などにより、特別利益が減少したことなどによるものです。また、四半期純利益は、前年同期に比べ5億円減少し、5億円となりました。



各セグメント別の業績は以下のとおりです。なお、各セグメント別の売上高およびセグメント損益にはセグメント間取引を含んでいます。

a. IT/NWソリューション事業

IT/NWソリューション事業の当第1四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ74億円(1.3%)減少し、5,651億円となりました。

売上高の主な分野別状況につきましては、ITサービス/SI分野は、自治体、通信業、製造業向けが好調に推移し、前年同期に比べ2.8%増加の1,643億円となりました。また、ITプロダクト分野は、基幹系システム向けサーバおよびストレージの出荷が好調に推移し、前年同期に比べ12.2%増加の1,250億円となりました。社会インフラ分野は、前年同期に比べ1.9%増加し、548億円となりました。一方、ネットワークシステム分野は、国内移動通信事業者によるシステム投資の一巡や、海外通信事業者向けシステムに係る為替変動の影響などにより、前年同期に比べ10.7%減少し、2,210億円となりました。

営業利益は、ITプロダクト分野で採算性の高い製品の売上増に伴う増益があったものの、ネットワークシステム分野における売上の減少などにより、前年同期に比べ78億円(50.3%)減少し、77億円となりました。

b. モバイル/パーソナルソリューション事業

モバイル/パーソナルソリューション事業の当第1四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ150億円(7.1%)増加し、2,263億円となりました。

売上高の主な分野別状況につきましては、モバイルターミナル分野は、出荷台数増により、前年同期に比べ26.0%増加し、1,058億円となりました。パーソナルソリューション分野は、国内のパーソナルコンピュータ事業は堅調に推移したものの、海外のパーソナルコンピュータ事業やその他事業の売上減により、前年同期に比べ5.3%減少し、1,205億円となりました。

営業利益は、モバイルターミナル分野の出荷増はあるものの、携帯端末の多機種化に伴う開発費の増加、パーソナルソリューション分野の競争激化などにより、前年同期に比べ38億円(39.4%)減少し、58億円の利益となりました。

c. エレクトロニクス事業

エレクトロニクス事業の当第1四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ85億円(4.1%)減少し、1,974億円となりました。

売上高の主な分野別状況につきましては、半導体分野は、自動車およびコンピュータ周辺機器向けの売上が増加したものの、通信機器および民生用電子機器向けが減少した結果、前年同期に比べ4.2%減少し、1,663億円となりました。電子部品その他分野は、電子部品および民生用小型液晶ディスプレイの売上減などにより、前年同期に比べ3.7%減少し、311億円となりました。

営業損益は、半導体分野における研究開発費の削減や原価率の改善などにより、前年同期に比べ42億円改善し、2億円の損失となりました。

#### d. その他

その他セグメントの当第1四半期連結会計期間の売上高は、モニタ、液晶バックライトなどの売上が減少したことにより、前年同期に比べ134億円（11.5%）減少し、1,036億円となりました。

営業損益は、売上高の減少などにより、前年同期に比べ22億円悪化し、11億円の損失となりました。

所在地別セグメントの状況は以下のとおりです。

#### a. 日本

日本においては、国内移動通信事業者によるシステム投資の一巡などによりネットワークシステム分野の売上が減少したものの、モバイルターミナル分野の携帯端末の出荷台数が増加したことなどにより、当第1四半期連結会計期間の売上高は前年同期に比べ40億円増加し、9,031億円（前年同期比0.4%増）となりました。

営業利益は、ネットワークシステム分野の売上が減少したことなどにより、前年同期に比べ51億円減少し、124億円となりました。

#### b. アジア

アジアにおいては、モニタ等の売上減などにより、当第1四半期連結会計期間の売上高は前年同期に比べ63億円減少し、996億円（前年同期比6.0%減）となりました。

営業利益は、売上減の影響があったものの、コストダウンおよび費用削減などにより、前年同期に比べ5億円増加し、29億円となりました。

#### c. 欧州

欧州においては、当第1四半期連結会計期間の売上高は前年同期に比べ8億円増加し、676億円（前年同期比1.1%増）となりました。

営業損益は、費用の増加などにより、前年同期に比べ27億円悪化し、20億円の損失となりました。

#### d. その他

米州を含むその他の地域においては、当第1四半期連結会計期間の売上高は北米モニタ事業の売上の減少および為替変動の影響などにより前年同期に比べ103億円減少し、736億円（前年同期比12.3%減）となりました。

営業損失は、売上減の影響があったものの、北米事業におけるコストダウンおよび費用削減などにより、前年同期に比べ20億円改善し、27億円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

(単位 億円)

当第1四半期連結会計期間	
営業活動により増加したキャッシュ（純額）	365
投資活動により減少したキャッシュ（純額）	△386
財務活動により減少したキャッシュ（純額）	△240
為替相場変動の現金及び現金同等物への影響額	12
現金及び現金同等物純減少額	△249

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、365億円の収入で、前年同期に比べ347億円増加しました。これは、仕入債務の支払の減少など運転資本が改善したことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、386億円の支出で、前年同期に比べ125億円支出額が増加しました。これは、投資有価証券の取得による支出が増加したことや、前年同期に事業譲渡による入金があったことなどによるものです。

この結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合算したフリー・キャッシュ・フローは20億円の支出となり、前年同期に比べ222億円増加（支出の減少）しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の償還や配当金の支払などにより、240億円の支出となりました。上記の結果、現金及び現金同等物は3,500億円となり、前年度末に比べ249億円減少しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、NECグループが対処すべき課題について重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

NECグループでは、当社の中央研究所を中核研究拠点と位置付け、同研究所を中心に、IT/ネットワーク統合領域およびシステムデバイス領域における将来技術を切り拓く先行技術ならびにNECグループの事業を支える共通基盤技術の研究開発を行うなど、グループとしての研究開発戦略を推進しています。

NECグループの当第1四半期連結会計期間における各セグメント別の研究開発活動の状況は次のとおりです。

(IT/NWソリューション事業)

主として官公庁、通信事業者および民間企業向けの事業領域における、IT、ネットワーク双方の技術を備えたユビキタス時代のソリューション等の研究開発を行っています。

当第1四半期連結会計期間における主要な研究開発成果は次のとおりです。

- ・操作性を向上した音声認識議事録作成支援ソフト「Voice Graphy1.2」の開発

(モバイル/パーソナルソリューション事業)

主として個人向けの事業領域における、携帯電話機やパーソナルコンピュータなどユビキタス社会を実現するための端末や、インターネット・サービスなどの研究開発を行っています。

当第1四半期連結会計期間における主要な研究開発成果は次のとおりです。

- ・家庭内で利用しているデジタルコンテンツやサービス、PCの機能を、いつでも・どこでも・簡単に利用できるようにするホームサーバ・クライアントソリューション「Lui」の開発

(エレクトロニクス事業)

主としてデジタル家電や自動車などのメーカー向けの事業領域における、機器の高性能化を実現する半導体、液晶ディスプレイ、電子部品などの研究開発を行っています。

当第1四半期連結会計期間における主要な研究開発成果は次のとおりです。

- ・低解像度の映像や静止画像を高画質化する技術の開発

(その他)

当第1四半期連結会計期間における主要な研究開発成果は次のとおりです。

- ・LSIの消費電力を最大50%削減する温度分布の「見える化」技術を開発

当第1四半期連結会計期間におけるNECグループ全体の研究開発費は、86,207百万円であり、これを各セグメント別に示すと以下のとおりです。

IT/NWソリューション事業	37,810百万円
モバイル/パーソナルソリューション事業	14,233百万円
エレクトロニクス事業	27,498百万円
その他	6,666百万円

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,500,000,000
計	7,500,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,029,732,635	2,029,732,635	東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所 福岡証券取引所 札幌証券取引所	—
計	2,029,732,635	2,029,732,635	—	—

(注) 「提出日現在発行数」の欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の株式への転換を含む。）により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しています。

(イ) 平成14年6月20日株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	107
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	107,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 888(注)2
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成20年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 888 資本組入額 444
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社(上場会社を除く。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、平成16年6月30日までに新株予約権者がかかる地位を喪失した場合には、平成16年7月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。また、1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、この新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

## (ロ) 平成15年6月19日株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	127
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	127,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 769(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 769 資本組入額 385
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社(上場会社およびその子会社を除く。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、平成17年6月30日までにかかる地位を喪失した場合には、平成17年7月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。 なお、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。また、1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、この新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$



## (ハ) 平成16年6月22日株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	175
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	175,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 801(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 801 資本組入額 401
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社(上場会社およびその子会社を除く。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、平成18年6月30日までにかかる地位を喪失した場合には、平成18年7月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。また、1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、この新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

## (二) 平成17年6月22日株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	290
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	290,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 637(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 637 資本組入額 319
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社(上場会社およびその子会社を除く。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、平成19年6月30日までにかかる地位を喪失した場合には、平成19年7月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。また、1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、この新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

② 当社は会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき新株予約権を発行しています。

平成18年6月22日株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	294
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	294,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 636(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 636 資本組入額 318
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社(上場会社およびその子会社を除く。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、平成20年7月31日までにかかる地位を喪失した場合には、平成20年8月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。 なお、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。また、1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、この新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2 当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行等(平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{募集株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

③ 当社は、平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2の規定に基づき転換社債を発行しています。当該転換社債の残高、転換価格および資本組入額は次のとおりです。

無担保第10回転換社債(平成8年4月15日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
転換社債の残高(百万円)	97,669
転換価格(円)	1,326
資本組入額(円)	1株につき 663

2010年満期ユーロ円建転換社債(平成13年12月10日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
転換社債の残高(百万円)	100,000
転換価格(円)	1,664.10
資本組入額(円)	1株につき 833

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	2,029,732	—	337,940	—	422,496

(注) 平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、転換社債の転換はありませんでした。

(5) 【大株主の状況】

当社は、当第1四半期会計期間末日現在の株主名簿の記載内容が確認できないため、大株主の異動を把握していません。

なお、当第1四半期会計期間において、ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーが提出した平成20年4月21日付大量保有報告書の写しが当社に送付され、平成20年4月15日現在、以下の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として実質所有株式数の確認ができていません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー	11988 エル・カミノ・レアル, サンディエゴ, カリフォルニア 92191, 米国	107,868	5.31

(注) ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーが提出した平成20年8月5日付変更報告書（大量保有報告書の変更報告書）の写しが当社に送付され、平成20年7月31日現在、82,125千株（株式所有割合4.05%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として実質所有株式数の確認ができていません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,854,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 911,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,011,301,000	2,011,301	—
単元未満株式	普通株式 13,666,635	—	—
発行済株式総数	2,029,732,635	—	—
総株主の議決権	—	2,011,301	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式115,000株(議決権115個)が含まれています。

2 単元未満株式のうち自己保有株式および相互保有株式の明細は次のとおりです。

所有者の氏名 または名称	所有 株式数(株)
日本電気(株)	261
NECインフロンティア(株)	966
(株)シンシア	382

3 当第1四半期会計期間末日現在の自己保有株式数は、3,958,364株です。

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本電気(株)	東京都港区芝五丁目7番1号	3,854,000	—	3,854,000	0.19
NECインフロンティア(株)	神奈川県川崎市高津区北見方二丁目6番1号	743,000	—	743,000	0.04
(株)シンシア	東京都品川区南大井六丁目26番3号	71,000	—	71,000	0.00
日通工エレクトロニクス(株)	長野県須坂市大字小河原2031番地の1	62,000	—	62,000	0.00
テクノ・マインド(株)	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番11号	20,000	—	20,000	0.00
三和エレクトロニクス(株)	神奈川県川崎市中原区新丸子東二丁目977番地	12,000	—	12,000	0.00
(株)コンピュータシステム研究所	東京都台東区柳橋一丁目1番12号	3,000	—	3,000	0.00
計	—	4,765,000	—	4,765,000	0.23

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の当社所有の自己名義所有株式数は、3,958,364株です。

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	495	565	608
最低(円)	379	488	538

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありませぬ。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けています。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しています。

第170期連結会計年度	新日本有限責任監査法人（注）
第171期第1四半期連結累計期間	あずさ監査法人

（注）新日本有限責任監査法人は、新日本監査法人が平成20年7月1日をもって、監査法人の種類の変更を行った後の法人名称です。



1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	234,202	247,447
受取手形及び売掛金	※3,4 684,032	※3,4 853,773
有価証券	116,076	127,908
製品	192,868	161,171
半製品	39,584	33,357
原材料	89,072	81,180
仕掛品	222,816	181,785
繰延税金資産	120,220	120,956
その他	123,518	147,150
貸倒引当金	△6,022	△5,913
流動資産合計	1,816,366	1,948,814
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 225,546	※1 227,522
機械及び装置（純額）	※1 184,556	※1 180,866
工具、器具及び備品（純額）	※1 104,466	※1 108,174
土地	89,365	89,224
建設仮勘定	23,527	34,961
有形固定資産合計	627,460	640,747
無形固定資産		
のれん	91,690	93,525
ソフトウェア	124,654	123,841
その他	5,573	5,269
無形固定資産合計	221,917	222,635
投資その他の資産		
投資有価証券	197,818	185,614
関係会社株式	224,647	223,478
繰延税金資産	126,788	131,465
その他	191,485	183,264
貸倒引当金	△9,126	△9,222
投資その他の資産合計	731,612	714,599
固定資産合計	1,580,989	1,577,981
資産合計	3,397,355	3,526,795

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末  
(平成20年6月30日)前連結会計年度末に係る  
要約連結貸借対照表  
(平成20年3月31日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	630,989	700,797
短期借入金	78,111	89,632
コマーシャル・ペーパー	129,885	80,955
1年内返済予定の長期借入金	22,287	23,907
1年内償還予定の社債	64,130	89,250
未払費用	214,962	274,044
前受金	93,102	67,924
役員賞与引当金	192	488
製品保証引当金	36,723	40,032
その他	161,566	182,277
流動負債合計	1,431,947	1,549,306
固定負債		
社債	335,269	353,784
長期借入金	119,716	121,249
繰延税金負債	15,193	14,031
退職給付引当金	228,313	224,143
電子計算機買戻損失引当金	12,423	12,496
製品保証引当金	1,921	918
リサイクル費用引当金	5,990	5,726
その他	59,512	59,621
固定負債合計	778,337	791,968
負債合計	2,210,284	2,341,274
純資産の部		
株主資本		
資本金	337,940	337,940
資本剰余金	464,875	464,875
利益剰余金	171,732	179,391
自己株式	△3,250	△3,233
株主資本合計	971,297	978,973
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	34,758	29,898
繰延ヘッジ損益	81	△283
為替換算調整勘定	△394	△4,367
評価・換算差額等合計	34,445	25,248
新株予約権	123	115
少数株主持分	181,206	181,185
純資産合計	1,187,071	1,185,521
負債純資産合計	3,397,355	3,526,795

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

売上高	1,001,242
売上原価	671,696
売上総利益	329,546
販売費及び一般管理費	※1 325,437
営業利益	4,109
営業外収益	
受取利息	1,765
受取配当金	1,342
為替差益	4,809
持分法による投資利益	1,658
その他	2,800
営業外収益合計	12,374
営業外費用	
支払利息	3,245
退職給付費用	3,452
その他	2,736
営業外費用合計	9,433
経常利益	7,050
特別利益	
投資有価証券売却益	2,495
固定資産売却益	9
特別利益合計	2,504
特別損失	
投資有価証券評価損	275
減損損失	105
事業構造改善費用	91
固定資産除却損	72
特別損失合計	543
税金等調整前四半期純利益	9,011
法人税等	※2 8,144
少数株主利益	384
四半期純利益	483

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
 (自 平成20年4月1日  
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	9,011
減価償却費	43,352
長期前払費用償却額	4,630
減損損失	105
のれん償却額	2,438
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△76
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△2,836
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	3,285
受取利息及び受取配当金	△3,107
支払利息	3,245
持分法による投資損益 (△は益)	△1,658
固定資産売却損益 (△は益)	△9
固定資産除却損	72
投資有価証券売却損益 (△は益)	△2,495
投資有価証券評価損益 (△は益)	275
売上債権の増減額 (△は増加)	176,826
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△87,884
未収入金の増減額 (△は増加)	29,210
仕入債務の増減額 (△は減少)	△72,282
その他	△39,850
小計	62,252
利息及び配当金の受取額	3,035
利息の支払額	△3,302
法人税等の支払額	△23,084
その他の支出	△2,368
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,533
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△23,978
有形固定資産の売却による収入	724
無形固定資産の取得による支出	△10,176
投資有価証券の取得による支出	△4,757
投資有価証券の売却による収入	2,809
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△526
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	175
関係会社株式の取得による支出	△1,605
その他	△1,218
投資活動によるキャッシュ・フロー	△38,552

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	36,769
長期借入れによる収入	5,331
長期借入金の返済による支出	△13,713
社債の償還による支出	△43,635
配当金の支払額	△7,199
その他	△1,582
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24,029
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,195
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△24,853
現金及び現金同等物の期首残高	374,838
現金及び現金同等物の四半期末残高	*1 349,985

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間の連結範囲の変更は、増加3社、減少5社で、主な増減は以下のとおりです。 (取得・設立等により、連結子会社とした会社)・・・3社 (株)ニチワ、NECネットワーク・エンジニアリング・ヨーロッパ社、他1社  (合併により減少した会社)・・・5社	
	(旧)	(新)
	福井日本電気(株)	NECセミコンダクター
	関西日本電気(株)	ズ関西(株)
	NECセミコンパッケージ・ソリューションズ(株)	NECセミコンダクターズ九州・山口(株)
	山口日本電気(株)	
	九州日本電気(株)	
	NEC・ソリューションズ・ブラジル社	NECブラジル社
	テルセル・ド・ブラジル社	
	NEC・ド・ブラジル社	
(2) 変更後の連結子会社の数 332社		
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法の適用の変更 当第1四半期連結会計期間の持分法適用会社の変更は、取得による増加1社(漢普管理諮詢(中国)有限公司)です。	
	(2) 変更後の持分法適用会社の数 67社	

<p>3. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法の変更  棚卸資産  当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、棚卸資産の評価基準を低価法から原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しています。この変更に伴う損益への影響はありません。  なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更  有形固定資産  当第1四半期連結会計期間より、当社および国内連結子会社は、主にアウトソーシングなどの定期的な収入を得る事業に供している有形固定資産の減価償却の方法を、定率法から定額法に変更しています。この変更は、当該事業の重要性が高まったことから、関連する収入と減価償却費の対応をより明確にするために行ったものです。この変更に伴う損益への影響は軽微です。  なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p> <p>(追加情報)  有形固定資産の耐用年数の変更  当第1四半期連結会計期間より、当社および国内連結子会社は、平成20年度の法人税法改正に伴い、一部の有形固定資産の耐用年数を変更しています。この変更に伴う損益への影響は軽微です。</p> <p>(3) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用  当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。この変更に伴う損益への影響は軽微です。  なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p>
---------------------------	---

簡便な会計処理

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しています。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しています。

四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、重要な個別項目を調整した上で、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。



## 注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

(金額単位 百万円)

摘要	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,802,994	1,791,098
2. 偶発債務		
銀行借入金等に対する債務保証	上海広電NEC液晶显示器有限公司 15,206 従業員 10,776 ソニーNECオプティアーク(株) 4,060 NT販売(株) 1,300 その他 467 計 31,809	上海広電NEC液晶显示器有限公司 16,638 従業員 10,735 ソニーNECオプティアーク(株) 3,552 NT販売(株) 1,510 その他 501 計 32,936
オペレーティング・リース残価保証	三井住友ファイナンス&リース(株) 19,502 東銀リース(株) 3,810 興銀リース(株) 1,348 その他 390 計 25,050	三井住友ファイナンス&リース(株) 19,502 東銀リース(株) 3,810 興銀リース(株) 1,348 その他 390 計 25,050
その他	<p>当社の連結子会社であるNECエレクトロニクス・アメリカ社は、米国DRAM業界における独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求めるDRAM製品の直接購入者からの複数の民事訴訟（集団訴訟）について和解しましたが、集団訴訟から離脱した一部の直接購入者について係争中または和解交渉中です。また、同社は、独占禁止法違反行為による損害賠償を求めるDRAM製品の間接購入者（DRAM製品を含む製品の購入者）からの複数の民事訴訟（集団訴訟）および米国の複数の州の司法長官による訴訟の被告となっています。NECグループは、欧州においても、DRAM業界における競争法違反の可能性に関し欧州委員会が行っている調査に協力し、情報提供を行っております。これらの民事訴訟および和解交渉については、現時点で結論は出ていませんが、米国での民事訴訟および和解交渉に関し今後発生する可能性のある損失の見積額を計上しています。また、欧州委員会の調査の結果NECグループに違法な行為があったと判断された場合、欧州委員会は課徴金を賦課する可能性があります。</p>	<p>当社の連結子会社であるNECエレクトロニクス・アメリカ社は、米国DRAM業界における独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求めるDRAM製品の直接購入者からの複数の民事訴訟（集団訴訟）について和解しましたが、集団訴訟から離脱した一部の直接購入者について係争中または和解交渉中です。また、同社は、独占禁止法違反行為による損害賠償を求めるDRAM製品の間接購入者（DRAM製品を含む製品の購入者）からの複数の民事訴訟（集団訴訟）および米国の複数の州の司法長官による訴訟の被告となっています。NECグループは、欧州においても、DRAM業界における競争法違反の可能性に関し欧州委員会が行っている調査に協力し、情報提供を行っております。これらの民事訴訟および和解交渉については、現時点で結論は出ていませんが、米国での民事訴訟および和解交渉に関し今後発生する可能性のある損失の見積額を計上しています。また、欧州委員会の調査の結果NECグループに違法な行為があったと判断された場合、欧州委員会は課徴金を賦課する可能性があります。</p>
※3. 受取手形割引高	336	680
※4. 受取手形裏書譲渡高	20	30

## (四半期連結損益計算書関係)

(金額単位 百万円)

摘要	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)														
※1. 販売費及び一般管理費 主要な費目及び金額	<table> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>91,958</td> </tr> <tr> <td>技術研究費</td> <td>85,319</td> </tr> <tr> <td>製品保証引当金繰入額</td> <td>5,485</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>2,796</td> </tr> <tr> <td>電子計算機買戻損失</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引当金繰入額</td> <td>689</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入差額</td> <td>357</td> </tr> </table>	従業員給料手当	91,958	技術研究費	85,319	製品保証引当金繰入額	5,485	退職給付費用	2,796	電子計算機買戻損失		引当金繰入額	689	貸倒引当金繰入差額	357
従業員給料手当	91,958														
技術研究費	85,319														
製品保証引当金繰入額	5,485														
退職給付費用	2,796														
電子計算機買戻損失															
引当金繰入額	689														
貸倒引当金繰入差額	357														
※2. 法人税等の表示	法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。														

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(金額単位 百万円)

摘要	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)								
※1. 現金及び現金同等物の四 半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係	<table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>234,202</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>116,076</td> </tr> <tr> <td>満期日が3ヵ月を超える 預金及び有価証券</td> <td>△293</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>349,985</td> </tr> </table>	現金及び預金	234,202	有価証券	116,076	満期日が3ヵ月を超える 預金及び有価証券	△293	現金及び現金同等物	349,985
現金及び預金	234,202								
有価証券	116,076								
満期日が3ヵ月を超える 預金及び有価証券	△293								
現金及び現金同等物	349,985								

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類および総数

普通株式 2,029,732千株

2. 自己株式の種類および株式数

普通株式 5,056千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 123百万円(親会社 56百万円、連結子会社 67百万円)

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月15日 臨時取締役会	普通株式	8,104	4	平成20年3月31日	平成20年6月2日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	IT/NWソリューション事業 (百万円)	モバイル/パーソナルソリューション事業 (百万円)	エレクトロニクスデバイス事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去または全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	545,321	194,596	189,479	71,846	1,001,242	—	1,001,242
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	19,744	31,681	7,902	31,737	91,064	△91,064	—
計	565,065	226,277	197,381	103,583	1,092,306	△91,064	1,001,242
営業利益または営業損失(△)	7,743	5,824	△204	△1,063	12,300	△8,191	4,109

(注) 1 提供する製品およびサービスの種類、性質、販売市場の類似性を考慮して事業区分を行っています。

2 各事業の主な内容

- IT/NWソリューション事業・・・・・・・・・・・・・・・・システム構築、コンサルティング、アウトソーシング、サポート(保守)、サーバ、ストレージ製品、専用ワークステーション、企業向けパーソナルコンピュータ、ITソフトウェア、企業向けネットワークシステム、通信事業者向けネットワークシステム、放送映像システム、制御システム、航空宇宙・防衛システム
- モバイル/パーソナルソリューション事業・・・・・・携帯電話機、パーソナルコンピュータ、パーソナルコミュニケーション機器、BIGLOBE
- エレクトロニクスデバイス事業・・・・・・・・・・・・システムLSIなどの半導体、電子部品、液晶ディスプレイモジュール
- その他・・・・・・・・・・・・・・・・照明器具事業、ロジスティクス事業、プロジェクター事業、ディスプレイ事業

3 会計処理の方法の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しています。この変更に伴う各セグメントへの影響はありません。

アウトソーシングなどの定期的な収入を得る事業に供している有形固定資産の償却方法について

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、当社および国内連結子会社は、主にアウトソーシングなどの定期的な収入を得る事業に供している有形固定資産の減価償却の方法を、定率法から定額法に変更しています。この変更に伴う各セグメントへの影響は軽微です。

連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(3)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しています。この変更に伴う各セグメントへの影響は軽微です。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	806,235	60,855	65,986	68,166	1,001,242	—	1,001,242
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	96,820	38,761	1,609	5,387	142,577	△142,577	—
計	903,055	99,616	67,595	73,553	1,143,819	△142,577	1,001,242
営業利益または営業損失(△)	12,420	2,875	△2,012	△2,715	10,568	△6,459	4,109

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 日本以外の区分に属する主な国または地域

(1) アジア・・・中国、台湾、インド、シンガポール、インドネシア

(2) 欧州・・・イギリス、フランス、オランダ、ドイツ、イタリア、スペイン

(3) その他・・・アメリカ

3 会計処理の方法の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. (1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しています。この変更に伴う各セグメントへの影響はありません。

アウトソーシングなどの定期的な収入を得る事業に供している有形固定資産の償却方法について

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. (2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、当社および国内連結子会社は、主にアウトソーシングなどの定期的な収入を得る事業に供している有形固定資産の減価償却の方法を、定率法から定額法に変更しています。この変更に伴う各セグメントへの影響は軽微です。

連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. (3)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しています。この変更に伴う各セグメントへの影響は軽微です。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	アジア	欧州	その他	合計
I 海外売上高（百万円）	95,843	68,413	85,048	249,304
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	1,001,242
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	9.6	6.8	8.5	24.9

（注）1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 日本以外の区分に属する主な国または地域

(1) アジア・・・中国、台湾、インド、シンガポール、インドネシア

(2) 欧州・・・イギリス、フランス、オランダ、ドイツ、イタリア、スペイン

(3) その他・・・アメリカ

3 海外売上高は、当社および当社の連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高です。

（企業結合等関係）

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

当第1四半期連結累計期間において、重要な取引はありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	496円74銭	1株当たり純資産額	495円96銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,187,071	1,185,521
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	181,329	181,300
(うち新株予約権)	(123)	(115)
(うち少数株主持分)	(181,206)	(181,185)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	1,005,742	1,004,221
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数(千株)	2,024,677	2,024,786

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	0円21銭
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	0円21銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	483
普通株主に帰属しない金額(百万円)	52
(うち配当付償還株式(百万円))	(52)
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	431
普通株式の期中平均株式数(千株)	2,024,739
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	60,093
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

\_\_\_\_\_



## 2【その他】

### (1) 剰余金の配当

平成20年5月15日開催の臨時取締役会において、平成20年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（実質株主含む）もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当（期末）を行うことを次のとおり決議しました。

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| ① 配当財産の種類および帳簿価額の総額    | 金銭による配当 総額 8,104百万円 |
| ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 | 1株当たり4円             |
| ③ 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日   | 平成20年6月2日           |

### (2) 訴訟

NECグループは、SRAM業界における独占禁止法（反トラスト法・競争法）違反の可能性に関する米国司法省および欧州委員会の調査、SRAMを含む半導体業界における韓国独占禁止法違反の可能性に関する韓国公正取引委員会の調査、ならびにTFT液晶ディスプレイ業界における独占禁止法違反の可能性に関する日本公正取引委員会、米国司法省、欧州委員会、韓国公正取引委員会およびカナダ競争当局の調査の対象となっています。また、NECグループの複数の会社は、米国およびカナダにおいてSRAM業界およびTFT液晶ディスプレイ業界における独占禁止法違反による損害賠償を求める複数の民事訴訟（集団訴訟）の被告となっています。これらの様々な国や地域における政府当局による調査や関連する民事訴訟については、現時点で結論は出ていませんが、欧州委員会の調査の結果NECグループに違法な行為があったと判断された場合、欧州委員会は課徴金を賦課する可能性があります。

さらに、当社は、旧郵政省（現日本郵政株）が一般競争入札の方法により発注した郵便番号自動読取区分機類の受注に関し、公正取引委員会が独占禁止法違反行為があったとして排除措置を命じる旨の審決を行った事件について、当該審決の取り消しを求める訴訟を提起し、これを取り消す旨の判決を東京高等裁判所から得ておりましたが、同委員会がこれを不服として最高裁判所に上告受理の申立てを行った結果、最高裁判所は、当該判決を破棄し、審理を東京高等裁判所に差し戻す旨の判決を下しました。当該審決の取り消しを求める訴訟は東京高等裁判所において係争中であり、現時点で結論は出ていません。また、同委員会との間では、課徴金の納付に係る審判手続が進められています。

DRAM業界における独占禁止法違反の可能性については注記事項（四半期連結貸借対照表関係）2. 偶発債務 その他を参照してください。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

日本電気株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 天野 秀 樹 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 浜 田 康 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田 名 部 雅 文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本電気株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本電気株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、独立監査人の四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。